

広報はちまん安全ヨシ!!【夏号】

岐阜八幡労働基準監督署

「高年齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）が策定され、**本年4月1日**から高年齢労働者による労働災害防止に向けた措置が努力義務となりました。

指針のなかで事業場に求められていることは、以下の5つです。

- ①安全衛生委員会等、組織で高年齢労働者の労働災害の防止に取り組むこと。
- ②高年齢労働者でも働きやすい、使いやすいように施設、設備、装置等を改善すること。
- ③高年齢労働者の体力の状況を把握すること。
- ④把握した体力の状況を踏まえ、作業内容や方法を検討すること。
- ⑤高年齢労働者本人のほか、その上司や同僚に教育を行うこと。



←「高年齢者の労働災害防止のための指針」
（エイジフレンドリー指針）



←エイジフレンドリー助成金
（**8月締め切り**のコースがあります。）

郡上市の労働災害発生状況について（令和8年6月末集計）

※死傷者数は休業4日以上のもの

	令和8年 死傷者数	令和7年 死傷者数	対前年比 増減数、増減率	
全産業	24	31	-7	-22.6%
製造業	8	7	1	14.3%
建設業	4	3	1	33.3%
運送業	1	0	1	—
林業	2	2	0	0%
小売業	1	2	-1	-50.0%
社会福祉業	4	2	2	100%
接客娯楽業	3	7	-4	-57.1%
その他	1	8	-7	-87.5%

担当者一言

昨年同時期と比べて件数は若干減少してますが、令和6年の同時期(17件)と比較するとまだ多い状況です。引き続き災害防止に向けた取り組みをお願いします。

業種別発生状況の特徴としては、**社会福祉業**で件数の増加が見られます。

熱中症関連

7月に入り、1日の最高気温が30℃を超える日、WBGT値が「**嚴重警戒（28以上31未満）**」、「**危険（31以上）**」の日が連続しています。

リーフレット「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を参考に熱中症対策の取組状況を確認するとともに、取組不足の項目は取り組みの強化を図ってください。

キャンペーン期間

5月～9月

にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐

暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

☐

休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

☐

服装

準備期間に検討した服装を着用

☐

作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止

☐

プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

☐

水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行
させる等を考慮）

☐

暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること

☐

健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

☐

日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認

☐

作業中の作業者の
健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける。
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導

☐

異常時の
対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請